

(証券コード9664)
平成30年 6 月12日

株 主 各 位

名古屋市中区栄一丁目 6 番14号

株式会社

御園荘

代表取締役社長 宮 崎 敏 明

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年 6 月26日(火曜日)午後 6 時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 6 月27日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目 2 番 5 号
電気文化会館 5 階イベントホール
3. 目的事項

報告事項 第128期 (平成29年 4 月 1 日から)
(平成30年 3 月31日まで)
事業報告の内容、計算書類の内容の件

決議事項

- 第 1 号議案 取締役 7 名選任の件
第 2 号議案 株式併合の件
第 3 号議案 定款一部変更の件

以 上

-
1. 当日、ご出席の節は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.misonoza.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
-

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済状況は、企業業績および株価が好調で、雇用情勢は改善され所得環境が上向いており、景気は緩やかな回復基調が続きました。

しかしながら、個人消費は将来不安に対する節約志向が定着しており、興行業界においては、消費者のニーズに応えられる新たな取り組みが必要となっております。

そのような中、当社は、平成29年10月には恒例となりました金山の日本特殊陶業市民会館における歌舞伎「錦秋名古屋顔見世」、11月には「八代亜紀スペシャルステージ」を上演し、本年4月開場に向けた年間の公演発表及び「柿葺落四月大歌舞伎」記者会見を行いました。

また、中日劇場への各種公演の販売協力を行いました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高5億2百万円、営業損失は1億3千4百万円、経常損失は1億5千9百万円、当期純損失は9千7百万円を計上いたしました。なお、営業損益、経常損益、当期純損益はいずれも赤字となりましたが、これは、平成30年度上半期の公演ラインナップ、同下半期の公演ラインナップの対外公表・告知などの広告宣伝費など、新劇場の開場準備に伴う特殊要因を計上したためであり、これらの要因を除けば、営業損益、経常損益、当期純損益はいずれも黒字を計上しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、43億5千万円となっております。その主なものは、建物16億5千6百万円、建物付属設備13億2千7百万円、機械装置9億8千1百万円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

平成29年6月には、第三者割当により602千株の時価発行（払込金額 1 株につき500円）をいたしました。

平成29年12月には、金融機関より総額2,000百万円の借入を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、平成 25 年 3 月 18 日に公表しました「御園座事業再生計画」に基づき、平成 29 年 3 月 30 日付で積水ハウス株式会社より新劇場建築予定地の土地部分の区分所有権を取得いたしました。更に、平成 29 年 12 月 26 日付で建物・舞台設備等の劇場部分の区分所有権を取得し、平成 30 年 1 月から 3 月に舞台設備等の調整を行いました。なお、平成 30 年 4 月には予定どおり新劇場が開場し、4 月 1 日より柿落し公演「柿葺落四月大歌舞伎」が行われました。

新劇場においては、公演・出演者等の検討を行い、これまで上演されなかった新たな演目を多く取り入れ、顧客の幅を広げる対策を行うとともに、劇場運営においてお客様から寄せられる様々なご意見に耳を傾け、より多くのお客様にご満足いただける劇場運営を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わりがせず、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第125期 (平成27年 3月期)	第126期 (平成28年 3月期)	第127期 (平成29年 3月期)	第128期 (当事業年度) (平成30年 3月期)
売 上 高(千円)	480,496	744,397	515,980	502,316
経常利益又は経常 損 失 (△)(千円)	△43,449	54,600	21,997	△159,657
当期純利益又は当 期純損失(△)(千 円)	57,369	58,159	18,304	△97,284
1株当たり当期純 利益又は1株当た り当期純損失(△) (千円)	1.16	1.18	0.37	△1.96
総 資 産(千円)	4,663,171	4,608,698	4,642,600	7,450,806
純 資 産(千円)	4,213,622	4,266,735	4,287,483	4,488,923

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

当社は、劇場事業として、歌舞伎公演を中心とした演劇演芸の興行を行っております。

(7) 主要な営業所

本 店 名古屋市中区栄一丁目 6 番14号

(8) 従業員の状況（平成30年 3 月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6 名	+ 1 名	52歳8ヶ月	24年1ヶ月

（注）従業員数は就業人員であります。

(9) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1, 100
三井住友信託銀行株式会社	300
岡崎信用金庫	200
株式会社愛知銀行	100
株式会社十六銀行	100
株式会社中京銀行	100
碧海信用金庫	100

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 90,000,000株

(2) 発行済株式の総数 49,845,000株
(自己株式49,583株を含む)

(3) 株主数 5,309名
(前期末比165名増)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社 大丸松坂屋百貨店	2,000 千株	4.02 %
中部日本放送 株式会社	1,600 千株	3.21 %
株式会社 中日新聞社	1,300 千株	2.61 %
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,117 千株	2.24 %
松 竹 株 式 会 社	1,086 千株	2.18 %
株 式 会 社 宮 崎	1,000 千株	2.01 %
名古屋鉄道 株式会社	840 千株	1.69 %
東海東京フィナンシャル・ホールディングス 株式会社	805 千株	1.62 %
岡 崎 信 用 金 庫	800 千株	1.61 %
大 日 産 業 株 式 会 社	800 千株	1.61 %
トヨタ自動車 株式会社	800 千株	1.61 %
野村ホールディングス 株式会社	800 千株	1.61 %
有 限 会 社 M M S	800 千株	1.61 %

(注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小笠原 剛	株式会社三菱東京UFJ銀行 常任顧問
取締役副会長	長谷川 栄 胤	
代表取締役社長	宮 崎 敏 明	
取締役副社長	中 野 智 之	
取 締 役	増 井 敏 樹	財務経理部長
取 締 役	安孫子 正	松竹株式会社取締役副社長 演劇本部長
取 締 役	高 坂 毅	株式会社中日新聞社 相談役
取 締 役	大 石 幼 一	中部日本放送株式会社 代表取締役会長
常勤監査役	北 野 一 郎	公認会計士北野一郎事務所所長
監 査 役	安 藤 重 良	株式会社安藤七宝店代表取締役会長
監 査 役	小 林 一 光	金印株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 平成29年6月28日開催の第127回定時株主総会において、新たに増井敏樹氏が取締役選任され、就任しております。
2. 取締役安孫子正氏、高坂毅氏及び大石幼一氏は、社外取締役であります。
3. 監査役北野一郎氏、小林一光氏及び安藤重良氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役北野一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	15,760千円 (360)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	1,920千円 (1,920)
合 計 (うち社外役員)	11名 (6)	17,680千円 (2,280)

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安孫子正氏は、松竹株式会社の取締役副社長・演劇本部長であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・取締役高坂毅氏は、株式会社中日新聞社の相談役であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・取締役大石幼一氏は、中部日本放送株式会社の代表取締役会長であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・監査役北野一郎氏は、公認会計士北野一郎事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役安藤重良氏は、株式会社安藤七宝店の代表取締役会長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小林一光氏は、金印株式会社の代表取締役会長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

- ・監査役安藤重良氏は、当社取締役副会長の三親等以内の親族であります。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当社での主な活動状況
取締役	安孫子正	当事業年度中に開催した取締役会 5 回のうち 4 回に出席し、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
取締役	高坂 毅	当事業年度中に開催した取締役会 5 回のうち 5 回に出席し、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
取締役	大石 幼一	当事業年度中に開催した取締役会 5 回のうち 5 回に出席し、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
常 勤 監査役	北野 一郎	当事業年度中に開催した取締役会 5 回のうち 5 回に出席し、又監査役会 5 回のうち 5 回に出席し、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。
監査役	安藤重良	当事業年度中に開催した取締役会 5 回のうち 5 回に出席し、又監査役会 5 回のうち 5 回に出席し、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。
監査役	小林一光	当事業年度中に開催した取締役会 5 回のうち 4 回に出席し、又監査役会 5 回のうち 4 回に出席し、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に対して支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
- ② 内部監査部門は、内部統制規程に基づき、業務の効率性及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役へ報告する。
- ③ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他社内規程に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行は、法令及び定款、職務規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書又は取締役会議事録に記録され、その記録の保存・管理は社内規程に従い行う。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門責任者は、法令順守やリスク管理についての徹底と指導を行う。

また、内部監査室は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告を行う。また、各部門との情報共有及び定期的な会合などを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合にはただちに代表取締役を統括責任者として、全社的な対応を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は定期的に取り締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程・職務規程等において、それぞれ定める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会にて決定し、必要に応じて監査役の職務を補助す

る使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

取締役は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況などを報告する体制を構築し、監査役が情報収集・交換を適切に行えるよう協力する。

また、取締役は内部統制の整備・運用状況や内部監査の結果等について、定期的若しくは必要に応じて監査役に報告する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しております。「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は5回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会を5回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,059,375	流 動 負 債	811,112
現金及び預金	630,338	一年内返済予定長期借入金	200,000
売 掛 金	61,337	リ ー ス 債 務	8,167
貯 蔵 品	1,928	未 払 金	242,908
前 渡 金	13,174	未 払 費 用	2,138
前 払 費 用	6,536	預 り 金	69,366
未収消費税等	334,601	前 受 金	275,519
そ の 他	12,455	未払法人税等	9,696
貸倒引当金	△997	未払事業所税	3,316
固 定 資 産	6,391,431	固 定 負 債	2,150,770
有形固定資産	6,278,764	長期借入金	1,800,000
建 物	2,958,784	リ ー ス 債 務	50,127
構 築 物	13,694	繰延税金負債	277,082
機 械 装 置	973,661	退職給付引当金	23,560
工具器具備品	200,059	負 債 合 計	2,961,882
土 地	2,124,656	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	7,907	株 主 資 本	4,478,498
無形固定資産	60,157	資 本 金	2,271,937
施設利用権	3	資 本 剰 余 金	2,137,621
電話加入権	72	資 本 準 備 金	2,137,599
ソフトウェア	14,298	その他資本剰余金	22
リ ー ス 資 産	45,783	利 益 剰 余 金	107,834
投資その他の資産	52,509	利 益 準 備 金	112,500
投資有価証券	42,330	そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,665
保 険 積 立 金	9,169	固定資産圧縮積立金	627,906
そ の 他	1,009	別 途 積 立 金	350,000
		繰越利益剰余金	△982,571
		自 己 株 式	△38,895
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,425
		その他有価証券評価差額金	10,425
		純 資 産 合 計	4,488,923
資 産 合 計	7,450,806	負債及び純資産合計	7,450,806

損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		502, 316
売 上 原 価		383, 116
売 上 総 利 益		119, 199
販売費及び一般管理費		254, 026
営 業 損 失 (△)		△134, 826
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	169	
受 取 配 当 金	1, 300	
受 取 手 数 料	1, 100	
そ の 他	1, 426	3, 997
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6, 076	
支 払 手 数 料	20, 300	
株 式 交 付 費	2, 379	
そ の 他	72	28, 828
経 常 損 失 (△)		△159, 657
特 別 利 益		
固 定 資 産 受 贈 益	64, 504	64, 504
税引前当期純損失 (△)		△95, 152
法人税、住民税及び事業税		956
法 人 税 等 調 整 額		1, 176
当 期 純 損 失 (△)		△97, 284

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	2,121,437	1,987,099	22	1,987,121	112,500	629,082	350,000
当期変動額							
新株の発行	150,500	150,500		150,500			
当期純損失(△)							
税率変更による積立金の調整額						△1,176	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	150,500	150,500	-	150,500	-	△1,176	-
当期末残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000

残高及び変動事由	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合 計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評 価 差 額 金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利 益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	△886,463	205,119	△36,444	4,277,234	10,248	10,248	4,287,483
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行				301,000			301,000
当期純損失（△）	△97,284	△97,284		△97,284			△97,284
税率変更による 積立金の調整額	1,176	－		－			－
自己株式の取得			△2,451	△2,451			△2,451
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					176	176	176
当期変動額合計	△96,108	△97,284	△2,451	201,264	176	176	201,440
当 期 末 残 高	△982,571	107,834	△38,895	4,478,498	10,425	10,425	4,488,923

個別注記表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産 定額法

（リース資産除く） 主な耐用年数

建物は、15年から50年

構築物は、15年

機械装置は、11年

工具器具備品は、5年から15年

（2）無形固定資産 定額法

（リース資産除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、当社は従業員数が300人未満のため簡便法により、退職給付債務を算定しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）繰延資産の処理方法

株式交付費は、支払時に全額費用として処理しております。

（2）消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,645,732千円
土地	2,123,527千円
計	3,769,259千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	200,000千円
長期借入金	1,800,000千円
計	2,000,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

減価償却累計額	44,901千円
---------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	49,845,000株
------	-------------

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	49,583株
------	---------

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払事業税	3,126千円
未払事業所税	1,010千円
貸倒引当金	303千円
退職給付引当金	7,209千円
投資有価証券評価損	26,501千円
会員権評価損	5,507千円
繰越欠損金	352,720千円
繰延税金資産 小計	396,379千円
評価性引当額	△396,379千円
繰延税金資産 合計	—千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

固定資産圧縮積立金	△276,857千円
その他有価証券評価差額金	△224千円
繰延税金負債 合計	△277,082千円
繰延税金資産(負債)の純額	△277,082千円

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「名古屋市市民税減税条例」（平成23年12月28日 条例第48号）を廃止する条例案が平成30年3月19日に名古屋市議会でも可決、成立したことに伴い、平成31年4月1日以降に開始する事業年度から法人市民税法人税割の税率が変更されました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成31年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の30.47%から30.60%になります。

その結果、繰延税金負債の金額及び法人税等調整額が1,176千円増加し、固定資産圧縮積立金が同額減少しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については、主に社債発行や銀行借入によっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされております。未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金には主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

売掛金の顧客信用リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券のリスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、借入金に関する将来の支払金利の変動に係るリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用する場合があります。

デリバティブ取引については、取締役会で決議された取引の適正な実行及びリスク管理を目的とした基本方針に基づき、財務担当部署が、関係する社内規程に従い、取締役会の決議または適正な社内手続きを経て実行することとしております。

また、営業債務は、流動性リスクにさらされておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	630,338	630,338	-
(2) 売掛金	61,337	61,337	-
(3) 未収消費税等	334,601	334,601	-
(4) 投資有価証券	14,434	14,434	-
資産計	1,040,711	1,040,711	-
(1) 未払金	242,908	242,908	-
(2) 未払法人税等	9,696	9,696	-
(3) 預り金	69,366	69,366	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	2,000,000	2,000,000	-
(5) リース債務 (1年内返済予定含む)	58,294	58,294	-
負債計	2,380,264	2,380,264	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収消費税等

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、主に市場価格によっております。

負債

- (1) 未払金 (2) 未払法人税等 (3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金(1年内返済予定含む)

長期借入金は変動金利の借入であり、金利の変動リスクを反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

- (5) リース債務(1年内返済予定含む)

リース債務の時価については、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	27,896

これらについては、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 90円15銭
2. 1株当たり当期純損失(△) △1円96銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月14日

株式会社 御園座
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 内 佳 紀 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 眞 治 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鎌 田 修 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社御園座の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社等の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5 月15日

株式会社 御 園 座 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 北 野 一 郎 ⑩

社外監査役 安 藤 重 良 ⑩

社外監査役 小 林 一 光 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
1	お が さ わ ら た け し 小 笠 原 剛 (昭和28年8月1日生) 〈再任〉	昭和52年4月 株式会社東海銀行入行 平成16年5月 株式会社U F J 銀行執行役員 平成16年6月 同行取締役執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京U F J 銀行 執行役員 平成19年5月 同行常務執行役員 平成20年6月 同行常務取締役 平成23年5月 同行専務取締役 平成24年6月 同行代表取締役副頭取 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 株式会社三菱東京U F J 銀行 常任顧問（現任） 平成29年6月 当社代表取締役会長（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
2	は せ がわ よしつぐ 長谷川 栄胤 (昭和41年1月31日生) 〈再任〉	平成7年7月 当社営業部劇場企画担当部長 平成8年6月 当社取締役劇場企画担当部長 平成10年6月 当社常務取締役 平成12年4月 当社代表取締役専務 平成14年4月 当社代表取締役社長 平成22年12月 当社代表取締役社長兼営業本 部長 平成25年12月 当社代表取締役社長兼管理本 部長 平成27年4月 当社代表取締役社長兼管理本 部長兼総務人事部長 平成28年6月 当社代表取締役社長 平成29年6月 当社取締役副会長（現任）	488,000株
3	みや ざき とし あき 宮 崎 敏 明 (昭和46年3月13日生) 〈再任〉	平成5年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業部営業一課長 平成20年7月 当社営業部営業一課・営業二 課担当副部長 平成21年4月 当社営業部一課担当部長 平成21年6月 当社取締役営業統括部長 平成22年12月 当社取締役総務人事部長 平成25年12月 当社取締役営業本部長 平成27年6月 当社常務取締役営業本部長 平成29年6月 当社代表取締役社長（現任）	1,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
4	ます い とし き 増 井 敏 樹 (昭和40年6月16日生) 〈再任〉	昭和63年4月 株式会社東海銀行入行 平成22年7月 東海東京証券株式会社入社 平成23年5月 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社 財務企画部長 平成25年4月 東海東京証券株式会社 企画部付部長兼法務室長 平成25年7月 当社執行役員管理部長 平成29年6月 当社取締役財務経理部長 平成30年4月 当社取締役総務経理部長（現 任）	0株
5	あ び こ ただし 安 孫 子 正 (昭和23年3月23日生) 〈再任〉	平成11年5月 松竹株式会社取締役演劇製作 部門担当 平成15年5月 同社常務取締役 平成16年11月 同社専務取締役 平成18年5月 同社専務取締役・演劇本部長 平成23年6月 当社取締役（現任） 平成26年5月 松竹株式会社取締役副社長・ 演劇本部長（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
6	こう さか たけし 高 坂 毅 (昭和17年4月19日生) 〈再任〉	昭和42年4月 株式会社中日新聞社入社 平成6年4月 同社事業局文化事業部長 平成11年4月 同社文化芸能局長 平成15年4月 同社事業局長 平成19年6月 同社取締役事業担当兼事業局 長 平成23年6月 同社常務取締役事業担当兼事 業局長 平成25年6月 同社相談役（現任） 平成27年6月 当社取締役（現任）	0株
7	おお いし よう いち 大 石 幼 一 (昭和28年2月6日生) 〈再任〉	昭和50年4月 中部日本放送株式会社入社 平成元年4月 同社ニューヨーク支局長 平成10年12月 同社総務局経理部長 平成15年11月 同社経営監査部長 平成17年4月 同社社長室長 平成17年6月 同社取締役社長室長 平成19年6月 同社常務取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成26年6月 同社代表取締役会長（現任） 平成27年6月 当社取締役（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 安孫子正氏、高坂毅氏、大石幼一氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 候補者安孫子正氏を社外取締役候補者とした理由は、松竹株式会社において取締役副社長として会社経営に携わっており、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。

4. 候補者高坂毅氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社中日新聞社において常務取締役事業担当の経験があり、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
5. 候補者大石幼一氏を社外取締役候補者とした理由は、中部日本放送株式会社において代表取締役会長として会社経営に携わっており、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
6. 安孫子正氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
7. 高坂毅氏、大石幼一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成30年5月15日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式総数の適正化を図るため、株式の併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生じる日

平成30年10月1日

4. 上記3の日における発行可能株式総数

9,000,000株

5. その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「第2号議案 株式併合の件」が承認可決することを条件として、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、現行定款第8条について所要の変更を行うものであります。また、変更案第8条の効力は、株式併合の効力発生日に生じるものとする旨の附則を新設し、株式併合の効力発生後この附則は削除することといたします。

2. 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第8条の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は、効力発生後、これを削除する。</u>

以 上

株主総会会場のご案内

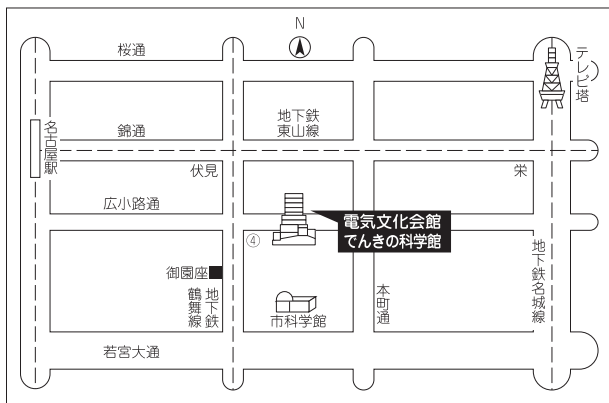
株式会社

御園座

当社の株主総会は下記の場所で行いますので、ご案内申し上げます。

記

場 所 名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階イベントホール



●地下鉄でお越しの際は伏見駅下車、4番出口をご利用ください。